

令和2年6月1日

保護者 様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高
京田辺市田辺小学校
校長 藤原 真

新型コロナウイルス感染症に関わる対応について

平素は、本市並びに本校教育にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

学校再開にあたり、学校教育活動が安全に行われますよう下記のことにご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 登校にあたって

- (1) 登校前の健康観察をお願いします。(発熱等の風邪症状がある場合は、ご家庭で休養してください。)
<3参照>
- (2) 毎日、マスクを着用し、清潔なハンカチを持たせてください。
- (3) 登校時に健康観察カードの提出をお願いします。

2. 登校した際の体調不良等の対応について

登校後、体調不良の訴えがあった場合や発熱や風邪症状がみられる場合は、早退させますのでご家庭で様子を見てください。容態が急変する場合もあることから、早退の場合はお迎えをお願いしますので、必ず連絡の取れるようにしてください。

3. 新型コロナウイルス感染症等の欠席の扱いについて

新型コロナウイルス感染症が、学校保健安全法 第19条に基づく出席停止等の措置の対象疾患に追加されました。その対象は下記のとおりです。

感染及び感染の予防が必要な場合	停止の基準
① 児童生徒等の感染が判明した場合	保健所からの指示による
② 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触した日から2週間となる。なお、PCR検査が実施され「陰性」結果の場合は出席停止が解除される。
③ 幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合	保健所からの指示による
④ 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状が回復するまで
⑤ 基礎疾患を有する児童生徒及び医療的ケアを必要とする児童生徒の場合	医療機関において登校が認められた日

*今後の状況によっては更新される可能性があります。

上記の措置が必要な場合は、速やかに、学校まで連絡をいただきますようお願いいたします。

連絡方法については、別紙「欠席連絡について（お願い）」に記載の通りメールでご連絡ください。
（メールアドレス：tanabe-es@kyotanabe.ed.jp）その際には、①学年②クラス③氏名④欠席理由
を記載してください。

4. コロナウイルス感染症相談窓口について

○京都府健康対策課

075-414-4726

（平日・土日祝）24時間対応

○山城北保健所

0774-21-2911

（平日）8：30～17：15

5. 定期健康診断について

例年、4月から6月の間に学校での定期健康診断を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により学校の臨時休業を行ったことから、現在、定期健康診断を実施できておりません。

定期健康診断は児童生徒、学校関係者、学校医にとって安全に実施すべきことが大切です。定期健康診断において、新型コロナウイルス感染症等が発生しないために適切な感染症予防対策を行う必要があるため、学校医と相談の上、今年度の定期健康診断の実施につきましては延期することとなりました。

健康診断の時期が例年より遅れることになるため、ご家庭におきまして、お子様の健康状態を把握していただくとともに、気になる点がありましたら、かかりつけの病院等を受診していただきますようお願いいたします。